

四日市港臨港道路幹線に関する検討会 規約

(目 的)

第1条 本検討会は、臨港交通体系の充実を図り、四日市港と背後圏域とのアクセス向上と周辺道路の渋滞解消に向けた、臨港道路霞4号幹線「四日市・いなばポートライン」の南側延伸（以下、「南伸道路」という。）の計画に関する課題等の調査・検討を目的とする。

(活 動)

第2条 本検討会は、上記の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 南伸道路の計画に関する情報の収集及びその提供
- (2) 企業及び関係行政機関間における意見交換
- (3) その他検討会の目的達成に必要な活動

(組 織)

第3条 本検討会は、別表の委員及びオブザーバー（以下、「委員等」という。）をもって構成する。

(座 長)

第4条 本検討会の座長は、四日市港管理組合が務める。

(検討会の取扱い)

第5条 本検討会は、原則として公開とするが、委員等の自由な議論を担保する観点等から、座長が必要であると認めるときは、議事内容により非公開とすることができる。

(委員等以外の者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(秘密保持)

第7条 検討会の委員等及びその関係者は、検討会で知り得た情報（第5条の規定により公開された内容を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 関係者とは、第6条に掲げる委員等以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、検討会資料を取りまとめる者をいう。

(事務局)

第 8 条 本検討会の事務を共同して処理するため、事務局を国土交通省中部整備局四日市港湾事務所及び四日市港管理組合に置く。

附則

この規約は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。

別 表

委 員

企 業	石原産業株式会社
企 業	KHネオケム株式会社
企 業	高純度シリコン株式会社
企 業	コスモ石油株式会社
企 業	株式会社 J E R A
企 業	昭和四日市石油株式会社
企 業	太平洋セメント株式会社
企 業	東ソー株式会社
企 業	三菱ケミカル株式会社
行 政	国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所
行 政	四日市港管理組合

オブザーバー

行 政	三重県
行 政	四日市市